

有価証券届出書の記載事項(リスク情報)

○ 有価証券届出書(企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式)

【有価証券届出書の記載項目】

第一部 証券情報

第1 募集要項

第2 売出要項

事業の概況等に関する特別記載事項

第二部 企業情報

〔「有価証券報告書の記載事項」の「第一部 企業情報」と同様の項目〕

第三部 提出会社の保証会社等の情報

〔「有価証券報告書の記載事項」の「第二部 提出会社の保証会社等の情報」と同様の項目〕

第四部 特別情報

第1 最近の財務諸表

第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類

○ 証券取引所に上場されている有価証券の発行者である会社以外の会社が発行する有価証券の募集又は売出しを行う場合には、「第1 募集要項」又は「第2 売出要項」の次に「事業の概況等に関する特別記載事項」の項を設けて、企業の概況、事業の状況、設備の状況等当該届出書の他の箇所に記載した事項に関するもののうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資のリスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して分かりやすく記載すること。

○ 証券取引所に上場されている有価証券の発行者である会社が発行する有価証券の募集又は売出しを行う場合においても、当該会社の事業の実績、内容、規模等に照らして当該事項に特に重要性があると判断されるときは、同様に記載すること。

(第二号様式「記載上の注意」(1)⑥)

「リスク情報」開示の考え方

「店頭市場における投資は、取引所市場における投資に比べて相対的にリスクが大きいため、投資者の合理的投資判断に必要な情報を正確、公平かつ適時に開示する必要が高い。

このため、①公募増資に当っては、有価証券届出書及び目論見書にいわゆるリスク情報(中略)を記載させること、②(中略)のための措置をとることが適当である。

(証券取引審議会 中間とりまとめ「株式市場の機能拡充について」(昭和58年6月1日))

昭和58年12月1日以後提出する有価証券届出書から適用(店頭登録会社)。

〔S62.4.1 その他非上場会社に拡大〕
〔H8.1.1 上場会社に拡大〕

米国・年次報告書の記載事項(MD & A)

○ 年次報告書(様式 10-K)

【年次報告書(様式10-K)の記載項目】

PART I

- Item 1. 営業の記述
- Item 2. 資産の記述
- Item 3. 訴訟手続
- Item 4. 株主総会の決議に関する事項

PART II

- Item 5. 登録会社の普通株式の株価及び関連する株主事項
- Item 6. 財務資料に抜粋
- Item 7. 経営者による財政状態及び経営成績の討議及び分析
- Item 7A. リスク情報
- Item 8. 財務諸表及び補足的財務情報
- Item 9. 会計士の変更及び会計・財務内容開示についての会計士との見解の不一致

PART III

- Item 10. 登録会社の取締役及び業務担当役員
- Item 11. 取締役及び役員報酬
- Item 12. 特定の実質所有者及び経営者の証券所有状況
- Item 13. 一定の関係及び関連取引

PART IV

- Item 14. 添付書類、財務諸表附属明細票及び様式8-K報告書

Regulation S-K 第 303 号(概要)

- 経営者による討議及び分析の目的は、事業活動、外部の源泉からのキャッシュ・フローの金額と確実性の評価により決まる発行者の財政状態や営業成績の評価に関する情報を投資家等に提供することである。
- 登録会社は財政状態、財政状態の変化及び営業成績について検討する。当該検討には、「流動性」、「資本の源泉」及び「営業成績」に関して以下のような情報が含まれていなければならない。
 - ① 流動性(企業が自己の現金の必要性を満たすため適切な額の現金を生み出す能力)
 - 流動性を大きく増減させることになる、又は増減させる可能性の高い既知の趨勢や需要、契約、事象や不確実性等を記載。
 - ② 資本の源泉
 - 資本の源泉に関し、好ましい、又は好ましくない既知の重要な趨勢等について説明。
 - ③ 営業成績
 - 継続的事業からの売上、収益又は利益に好ましい、又は好ましくない重大な影響を与えた、又は登録会社が与えるであろうと合理的に予測する既知の趨勢や不確実性等について説明。
- 将来情報の提供が推奨され、提供される将来情報はセーフ・ハーバー・ルールによりカバーされることを明確にしなければならない。

セーフ・ハーバー・ルール

それが合理的根拠もなく作成されたものであること、又はそれが善意で開示されたものでないことが判明しない限り、詐欺的な将来観測説明書ではないものとみなされる(1993年証券法規則第175条、1934年証券取引所法規則第3b-6条)。(1979年制定)
(1995年、証券法第27A条、証券取引所法第21E条の追加)

OECD コーポレート・ガバナンス原則

- OECD(経済協力開発機構)が1999年5月に「コーポレート・ガバナンス原則(Principles of Corporate Governance)」を作成。

前文(抜粋)

この原則は、OECD加盟国と非加盟国の政府に対し、各国におけるコーポレート・ガバナンスの法的、制度的及び規制上の枠組みの評価とその改善のための努力を支援すること、並びに証券取引所、投資家、企業及び良好なコーポレート・ガバナンスの進展のプロセスに役割を担うその他の関係機関に対し、指針と助言を与えることを目的とするものである。

原則

- I. 株主の権利
- II. 株主の公正な取扱い
- III. ステークホルダーの役割
- IV. ディスクロージャーと透明性
- V. ボードの責任

コーポレート・ガバナンスの枠組みは、会社の財務状況、業績、所有及びガバナンスを含む企業に関する全ての重要事項につき、適時かつ正確な情報開示が行われることを確保すべきである。

- A. ディスクロージャーの対象は、下記の情報を含むべきであるが、これらに限定されるものではない。
- 1) 会社の財務及び活動に関する結果
 - 2) 会社目標
 - 3) 主要株主と議決権
 - 4) ボードメンバー及び主要役員とその報酬
 - 5) 予見可能な重要なリスク要因
 - 6) 従業員及びその他ステークホルダーに関する重要な問題
 - 7) ガバナンスの構造と政策
- B. 会計、財務、非財務についての開示及び監査の質の高い基準に従って、情報は準備、監査、開示されるべきである。
- C. 年次監査は、財務諸表の準備及び提出の方法につき、外部による客観的な方法で行うことを確保するために、独立した監査人によって実施されるべきである。
- D. 情報普及のための手段は、利用者による関連情報へのアクセスが、公平、適時かつ費用対効果の高い方法で行いつるものとする。

内部統制の考え方(COSOレポート)

- 内部統制の考え方について、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission : COSO)が、1992年に「内部統制の統合的枠組み(Internal Control-Integrated Framework)」(COSO レポート)を公表。

COSOレポートにおける内部統制の考え方

1. 内部統制の3つの目的

- ▶ 業務の有効性と効率性
- ▶ 財務報告の信頼性
- ▶ 関連法規の遵守(コンプライアンス)

2. 5つの構成要素

- ▶ 統制環境 ←
- ▶ リスクの評価 ←
- ▶ 統制活動 ←
- ▶ 情報と伝達 ←
- ▶ 監視活動 ←

統制環境は組織の気風を決定し、組織を構成する人々の統制に対する意識に影響を与える。

いずれの事業体も、事業体の内外で生じたさまざまなリスクに直面している。かかるリスクは評価されなければならない。

統制活動は、経営者の命令が実行されているとの保証を与えるのに役立つ方針と手続である。

事業体を構成する人々が自己の責任を果たしうるような形式と時間枠で、適切な情報が識別、捕捉そして伝達されなければならない。

内部統制システムは監視を必要とする。監視活動は、内部統制システムの機能の質を継続的に評価するプロセスである。

米企業会計改革法 (Sarbanes-Oxley Act)

(骨 子)

(7 月 2 5 日両院で可決、30日大統領署名・成立)

1. 監査法人の独立性の確保

- ① 監査を行っている企業に対してコンサルティング業務を提供することを原則として禁止
(ただし、税務業務など一部業務については、監査委員会の事前承認を条件に認める)
- ② 会計士が同一企業の監査を5年以上行うことを禁止
- ③ 当該監査法人の出身者が経営陣となっている企業の監査を行うことを1年間禁止

2. 監査法人の監視体制強化

- 監査法人の監視体制強化のための機関 (PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board) の設置

[性格]

- ・ SECの監督下に置かれる独立監視機関

[構成]

- ・ 5名の常任委員から構成 (SECが任命し、任期は5年)
うち2名は会計業界から選出

[権限等]

- ・ 公開会社の監査を行う監査法人に対する登録の義務づけ
- ・ 監査基準、倫理規則等の策定 (SECの承認)
- ・ 懲戒処分等の執行
- ・ 大手監査法人に対しては年1回、その他に対しては3年に1回の調査の実施
- ・ 資本市場における資金調達額に応じて公開会社から運営資金を徴収

3. 企業責任の強化

① 経営陣に対する罰則の強化

(1) 郵便・通信詐欺罪の禁固刑の刑期を最長20年（改正前5年）に引上げ

(2) 不正関連書類破棄による捜査妨害を最長20年の禁固刑に

[参考] 我が国の現状

- ・ 証取法上の有価証券届出書の虚偽記載
懲役5年以下又は罰金500万円以下（法人は5億円以下）
 - ・ 商法上の会社財産を危うくする罪
懲役5年以下又は罰金500万円以下
- (3) 自社の開示内容の適切性に関するCEO等による証明の義務
- ・ 開示内容が不適切であることを知りながら証明した場合
100万ドル以下の罰金又は10年以下の禁固
 - ・ 故意の場合
500万ドル以下の罰金又は20年以下の禁固
 - ・ 管理不行き届きにより財務情報の修正を行った場合
CEO及びCFOは過去12か月間に支払われたボーナス等特別報酬を返還

[参考] 我が国の現状

- ・ 取締役が重要な事項につき虚偽記載のある財務諸表を提出した場合、証取法違反等（(2)参照）の罪に問われる

② 不正行為を働いた企業幹部が他社の幹部に就くことについて、SECによる無条件又は条件付きでの禁止命令を可能に（改正前は、SECの申立てにより裁判所が命令）

- ③ 公開会社による自社幹部への融資の禁止
- ④ 従業員が年金基金で保有する自社株の売買を禁止されている期間に、自社株を売買することを経営陣に対して禁止
- ⑤ 損害を被った投資家への補償のため、不正行為を働いた経営陣への民事制裁金をプールする基金を設立
- ⑥ 内部告発者の保護（解雇その他の不利益を課すことを禁止）
- ⑦ オフ・バランス取引の四半期開示など、ディスクロージャーの強化

4. その他

- ① SECに対し、証券アナリストの利益相反防止等に関するルールを1年以内に策定するよう要求
- ② SECに対し、格付会社の役割等に関する調査を行うよう要求
- ③ SECの予算・人員の拡充（2003年度SEC予算7.8億ドル、新規雇用200名）
- ④ 外国監査法人であっても、米国で公開している企業の監査を行っている場合には、本法を適用
- ⑤ 米国市場における証券の発行者にも本法を適用
[参考] 「発行者」の定義
 - ・ 米国法に基づき、証券を登録し若しくは報告書を提出し、又は登録届出書を提出しようとし若しくは提出した者